

株 主 各 位

法令及び定款に基づくインターネット開示事項

1. 事業報告「(5)業務の適正を確保するための体制」
2. 事業報告「(6)会社の支配に関する基本方針」
3. 連結計算書類「連結注記表」
4. 計算書類「個別注記表」

[第17期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）]

上記事項は、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、当社ウェブサイト (<http://www.transgenic.co.jp/>) に掲載することにより、株主の皆様にご提供しております。

株式会社トランスジェニック

(5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

公正かつ透明な企業活動を目的とすることを経営の基本方針とし、全ての役員及び使用人はその根幹となるコーポレート・ガバナンスの重要性を十分認識したうえで、経営の透明性・公正性、迅速な意思決定の向上に努める。

コーポレート・ガバナンスの仕組みを構築するにおいて、経営監督機能と業務執行機能の明確化を基本としつつ、意思決定の迅速化・透明性の向上を図ることを目標とする。当社を取り巻く株主、債権者、取引先などの利害関係者を意識しており、社会を構成する一員としての当社の位置づけを考慮する。

また、当社は、コンプライアンスの責任者として、担当役員を選定し、担当役員の指示により総務人事部がコンプライアンス体制の構築、維持・整備に当たる。コンプライアンス・プログラムを策定し、役員及び使用人がそれぞれの立場でコンプライアンスを自らの問題として業務運営に当たるよう、研修などを通じ指導する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の執行に係る情報については、重要な意思決定及び報告に関し、法令及び「取締役会規程」、「稟議規程」等の規程に基づき、文書等の作成を行い保存する。

情報の管理については、「情報管理規程」、「文書管理規程」等により基本方針を定めて対応する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

多様なリスクの特性に応じ、状況を正確に分析・把握し、リスクを適切にコントロールすることによって、経営の健全化と収益基盤の安定化を確保することが重要課題であると認識する。

個別の具体的なリスクに関しては、既存の「経理規程」、「与信管理規程」、「安全衛生管理規程」等に加え、各事業部において、その有するリスクの洗い出しを行い、マニュアルなど整備し、リスクの軽減などに取り組む。

リスク管理の中でも当社の最も重要な経営資源である「情報」に関しては、「情報管理規程」により徹底した管理を行う。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
毎月定例で、あるいは必要に応じて開催される取締役会において、会社の経営に関する重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の監督を行う。そのほか、当社は意思決定の迅速化と業務執行単位の意思疎通を主な目的として、取締役及び部長相当職以上による事業部会議を随時開催する。
業務の運営については、将来の事業環境を踏まえ、中期経営計画及び各年度予算を立案し、全社的な目標を設定する。各部門においては、その目標達成に向けて具体策を立案・実行する。
- ⑤ 会社ならびに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
子会社から当社への事前協議事項や報告事項を定め、適切な管理を行う。また、当社の内部監査担当部門による監査や当社監査役による監査によって、コンプライアンス上の課題、問題の把握に努め、子会社の業務執行の適正性の確保を図る。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役の職務を補助すべき使用人として、代表取締役は内部監査担当部門員を指名する。監査役が指定する補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮権は監査役に移譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けないものとする。
- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制
取締役は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実があることを発見したときには、法令に従い、直ちに監査役に報告する。
事業部門を統括する取締役は、監査役会と協議のうえ、定期的または不定期に、担当する部門のリスク管理体制について報告するものとする。
- ⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
役員及び使用人は監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の環境を整備するように努める。
監査の実施に当たり必要と認めるときは、各監査役は自らの判断で、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の外部アドバイザーを活用する。

(注) 上記には当事業年度中の体制を記載しておりますが、「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)及び「会社法施行規則等一部を改正する省令」(平成27年法務省令

第6号)が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、平成27年5月27日開催の当社取締役会の決議により内容を一部改定しております。

なお、改定内容は、当社グループの業務の適性を確保するための体制及び監査に関する体制について当社グループの現状に即した見直し及び法令の改正に合わせて具体的かつ明確な表現への変更であり、改定後の体制は東京証券取引所及び当社ウェブサイトにおいて開示しております。

(6) 会社の支配に関する基本方針

① 基本方針の内容

当社グループは「生物個体からゲノムにいたる生命資源の開発を通じて基盤研究および医学・医療の場に遺伝情報を提供し、その未来に資するとともに世界の人々の健康と豊かな生活の実現に貢献する」を経営理念とし、主として創薬の探索研究ステージにおいて遺伝子改変マウスをツールとして提供するジェノミクス事業、探索研究支援および対外診断薬候補物質の開発研究を展開する先端医療事業、創薬候補物質の評価を行うCRO事業、さらに病理診断を行う診断事業により、創薬研究のトータル支援企業として事業展開しております。これらの事業における技術革新は日進月歩であることから、蓄積された技術力に基づくノウハウや高い専門性、最先端の新規技術の迅速な事業化および収益化が求められます。

従って、当社の経営には上記のような事業特性を前提とした経営のノウハウならびに創薬支援ビジネスに関する高度な知識、技術、経験を有する使用人、大学・企業との共同研究先及び取引先等のステークホルダーとの間に築かれた関係等が重要であり、これらへの事業の説明責任と十分な理解を得ることが不可欠であると考えております。

② 不適切な支配の防止のための取組み

当社取締役会は、公開会社として当社株式の自由な売買を認める以上、当社株式の売買は、株主、投資家の自由意思に委ねられるべきものと考えており、特定の者の大規模買付行為においても、これに応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有される当社株主の皆様判断に委ねられるべきものであると考えております。しかしながら、当社の事業に対する理解なくして行われる当社株式の大規模買付行為がなされた場合には当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることになると考えております。

以上の理由により、当社取締役会は、定時株主総会で株主の皆様への合理的な意思の確認ができることを条件として、当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の導入を決定いたしました。同買収防衛策の導入は、平成18年6月28日開催の当社第8期定時株主総会にてご承認をいただいております。

(注)買収防衛策の詳しい内容については、当社ウェブサイト

(http://www.transgenic.co.jp/pressrelease/2006/05/post_44.php) をご参照ください。

③ 上記②の取組みについての取締役会の判断

- イ. 当社取締役会は、上記②の取組みが当社の上記①の基本方針に沿って策定された当社の企業価値、株主共同の利益を確保するための取組みであり、株主の皆様の共同の利益を損なうものではないと考えております。

- ロ. 当社取締役会は、上記②の取組みは、あくまで株主の皆様の自由な意思決定を行うための前提となる必要な情報・機会を確保することを目的として、それに必要かつ相当なルールを設定するものであり、現経営陣の保身に利用されることや不当に株主の株式売却に対する自由を妨害することにつながるという弊害は生じないものと考えております。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- ・ 連結子会社の数 4社
- ・ 連結子会社の名称 (株)新薬リサーチセンター
(株)ジェネティックラボ
(株)プライミューン
(株)メディフォーム

すべての子会社を連結しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社の状況

- ・ 持分法適用の関連会社の数 1社
- ・ 持分法適用の関連会社の名称 (株)イムノキック

すべての関連会社について持分法を適用しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計処理基準に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

- ・ その他有価証券

時価のあるもの 連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの 移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

ロ. たな卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

- ・ 商品及び製品 先入先出法
- ・ 仕掛品 個別法
- ・ 原材料 移動平均法
- ・ 貯蔵品 最終仕入原価法

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- イ. 有形固定資産 (リース資産を除く) 建物(附属設備を除く)、神戸研究所動物飼育施設及び一部の連結子会社の資産については定額法、その他については定率法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
建物及び構築物 15～38年
機械装置及び運搬具 3～17年
工具、器具及び備品 4～15年
- ロ. 無形固定資産 定額法を採用しております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。
- ハ. リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

- イ. 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ロ. 賞与引当金 従業員の賞与金の支払に備えて、賞与支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。
- ハ. 受注損失引当金 受注案件に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末における受注案件のうち、損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることができるものについて、その損失見込額を計上しております。

④ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その個別案件ごとに判断し、20年以内の合理的な年数で均等償却を行っております。主な償却期間は5年であります。

⑤ その他連結計算書類作成のための重要な事項

- イ. 繰延資産の処理方法
株式交付費 支出時に全額費用として処理しております。
- ロ. 消費税等の会計処理 税抜方式によっております。
- ハ. 連結納税制度の適用 当社及び連結子会社は、当連結会計年度より連結納税制度を適用しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

企業結合に関する会計基準等の適用

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等が平成26年4月1日以後開始する連結会計年度の期首から適用できるようになったことに伴い、当連結会計年度からこれらの会計基準等（ただし、連結会計基準第39項に掲げられた定めを除く。）を適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結財務諸表に反映させる方法に変更しております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－2項(4)、連結会計基準第44－5項(4)及び事業分離等会計基準第57－4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

この結果、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ6,179千円増加しております。また、当連結会計年度末の資本剰余金が84,607千円減少しております。

3. 表示方法の変更に関する注記

連結損益計算書

前連結会計年度まで営業外費用の「その他」に含めて表示しておりました「訴訟関連費用」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より、区分掲記しております。

なお、前連結会計年度の「訴訟関連費用」は1,182千円であります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産	建物及び構築物	592,481千円
	土地	585,778千円
	計	1,178,259千円
② 担保に係る債務	1年内支払予定の長期未払金	57,805千円
	長期未払金	346,830千円
	計	404,635千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 647,849千円

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	13,624,100株	284,541株	一株	13,908,641株

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	1,400株	105株	84株	1,421株

(3) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

	平成20年6月25日 定時株主総会決議分	第3回新株予約権
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	63,500株	540,000株

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画等に照らして、必要な資金（主に株式発行）を調達しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用しております。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、海外で事業を行うにあたり生じる外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されておりますが、同じ外貨建ての買掛金の残高の範囲内にあるものを除き、原則として先物為替予約を利用する方針であります。

有価証券は、余資を運用する目的で短期保有するものであり、定期的に見直しております。投資有価証券は、業務上の関係を有する企業の株式等であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

社債、リース債務及び長期未払金は、設備投資に必要な資金を調達したものであります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、営業債権及び長期貸付金について、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

ロ. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社グループの営業債権債務に占める外貨建ての営業債権債務の割合は僅少であります。なお、外貨建ての営業債権債務について、通貨別月別に把握された為替の変動リスクに対して、重要なものについては先物為替予約を利用する方針であります。

有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、また、満期保有目的の債券以外のものについては、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

ハ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成27年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。（注）2. 参照）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	946,185	946,185	—
(2) 受取手形及び売掛金	451,395	451,395	—
(3) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	400,523	400,523	—
(4) 長期貸付金(*1)	10,063	10,856	793
資産計	1,808,168	1,808,962	793
(1) 買掛金	2,559	2,559	—
(2) 未払金	148,609	148,609	—
(3) 未払法人税等	20,952	20,952	—
(4) 社債	50,000	50,366	366
(5) リース債務(*2)	48,819	48,059	△760
(6) 長期未払金(*3)	404,635	404,635	—
負債計	675,575	675,181	△393

(*1) 1年内回収予定の長期貸付金を含んでおります。

(*2) リース債務（流動負債）、リース債務（固定負債）の合計額であります。

(*3) 1年内支払予定の長期未払金を含んでおります。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

有価証券については、短期間で償還されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっており、投資有価証券については、取引所の価格によっております。

(4) 長期貸付金

長期貸付金の時価につきましては、回収可能額を反映した元利金の受取見込額を残存期間に対応する安全性の高い利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 社債、(5) リース債務、(6) 長期未払金

これらの時価につきましては、元利金の合計額を、新規に同様の取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式	7,093
投資事業有限責任組合	1,985

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難であると認められることから、「(3) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

3. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	946,185	—	—	—
受取手形及び売掛金	451,395	—	—	—
有価証券及び投資有価証券 其他有価証券のうち満期があるもの				
(1) その他	400,000	—	—	—
長期貸付金	1,220	5,153	3,690	—
合計	1,798,802	5,153	3,690	—

4. 社債、リース債務及び長期未払金の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
社債	50,000	—	—	—
リース債務	22,817	26,001	—	—
長期未払金	57,805	231,220	115,610	—
合計	130,622	257,221	115,610	—

7. 企業結合等に関する注記

共通支配下の取引等

(1) 株式交換による完全子会社化

① 企業結合の概要

イ. 結合当事企業の名称及び事業の内容

結合当事企業の名称 (株)ジェネティックラボ

事業内容 遺伝子発現解析事業、先端医療開発事業、病理診断事業

ロ. 企業結合日 平成26年8月1日(第2四半期連結会計期間の期首をみなし取得日としております。)

ハ. 企業結合の法的形式 株式交換

ニ. 結合後企業の名称 変更ありません。

ホ. その他取引の概要に関する事項

グループ運営の機動性を高め、意思決定を迅速に行い、効率的な経営体制の確立を図ることにより企業価値向上を目指してまいります。

② 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日)に基づき、共通支配下の取引等として会計処理を行っております。

③ 子会社株式の追加取得に関する事項

イ. 取得原価及び対価の種類ごとの内訳 当社普通株式 120,841千円

ロ. 株式の種類別の交換比率及びその算定方法並びに交付した株式数

・株式の種類別の交換比率

普通株式1株に対し、当社の普通株式7.2株を割当交付しております。

・株式交換比率の算定方法

本株式交換の交換比率の算定にあたり、公平性・妥当性を確保するため、独立した第三者機関である(株)アーク・フィナンシャル・インテリジェンスに対して当社及び(株)ジェネティックラボの株式価値の算定を依頼しました。当該第三者機関は、当社の株式価値については市場株価法を、(株)ジェネティックラボの株式価値については収益還元法及び類似会社比較法を採用し、交換比率の算定を行いました。

当社及び(株)ジェネティックラボは、上記の算定結果を参考に慎重に交渉・協議を重ねた結果、上記交換比率が妥当であるとの判断に至りました。

・交付株式数

本株式交換により新たに普通株式261,561株を交付いたしました。

④ 少数株主との取引に係る当社の持分変動に関する事項

イ. 資本剰余金の主な変動要因 子会社株式の追加取得

ロ. 少数株主との取引によって減少した資本剰余金の金額 80,055千円

(2) 株式交換による完全子会社化

① 企業結合の概要

イ. 結合当事企業の名称及び事業の内容

結合当事企業の名称 (株)プライミューン

事業内容 研究用試薬販売

ロ. 企業結合日 平成26年8月1日(第2四半期連結会計期間の期首をみなし取得日としております。)

ハ. 企業結合の法的形式 株式交換

ニ. 結合後企業の名称 変更ありません。

ホ. その他取引の概要に関する事項

グループ運営の機動性を高め、意思決定を迅速に行い、効率的な経営体制の確立を図ることにより企業価値向上を目指してまいります。

② 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日)に基づき、共通支配下の取引等として会計処理を行っております。

③ 子会社株式の追加取得に関する事項

イ. 取得原価及び対価の種類ごとの内訳 当社普通株式 10,616千円

ロ. 株式の種類別の交換比率及びその算定方法並びに交付した株式数

・株式の種類別の交換比率

普通株式1株に対し、当社の普通株式38.3株を割当交付しております。

・株式交換比率の算定方法

本株式交換の交換比率の算定にあたり、公平性・妥当性を確保するため、独立した第三者機関である(株)アーク・フィナンシャル・インテリジェンスに対して当社及び(株)プライミューンの株式価値の算定を依頼しました。当該第三者機関は、当社の株式価値については市場株価法を、(株)プライミューンの株式価値については収益還元法を採用し、交換比率の算定を行いました。

当社及び(株)プライミューンは、上記の算定結果を参考に慎重に交渉・協議を重ねた結果、上記交換比率が妥当であるとの判断に至りました。

・交付株式数

本株式交換により新たに普通株式22,980株を交付いたしました。

- ④ 少数株主との取引に係る当社の持分変動に関する事項
- イ. 資本剰余金の主な変動要因 子会社株式の追加取得
 - ロ. 少数株主との取引によって減少した資本剰余金の金額 4,424千円

8. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 198円81銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 1円29銭 |

(注) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

- ・ 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

- ・ その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

② たな卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

- ・ 商品及び製品 先入先出法
- ・ 仕掛品 個別法
- ・ 原材料 移動平均法
- ・ 貯蔵品 最終仕入原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

（リース資産を除く）

建物（附属設備を除く）及び神戸研究所動物飼育施設については定額法、その他については定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 15～38年

構築物 15～20年

機械及び装置 3～17年

工具、器具及び備品 4～15年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金 従業員の賞与金の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。
- ③ 受注損失引当金 受注案件に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末における受注案件のうち、損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることができるものについて、その損失見込額を計上しております。

(4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

- ① 繰延資産の処理方法
株式交付費 支出時に全額費用として処理しております。
- ② 消費税等の会計処理 税抜方式によっております。
- ③ 連結納税制度の適用 当事業年度より連結納税制度を適用しております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産	建物	579,696千円
	構築物	12,784千円
	土地	585,778千円
	計	1,178,259千円
② 担保に係る債務	1年内支払予定の長期未払金	57,805千円
	長期未払金	346,830千円
	計	404,635千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 430,228千円

(3) 関係会社に対する金銭債権及び債務

① 短期金銭債権	150,126千円
② 長期金銭債権	228,843千円
③ 短期金銭債務	7,284千円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 営業取引による取引高	
・売上高	98,056千円
・売上原価	8,729千円
・販売費及び一般管理費	4,317千円
② 営業取引以外の取引高	5,795千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	1,400株	105株	84株	1,421株

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

関係会社株式評価損	66,390千円
投資有価証券評価損	2,477千円
株式報酬費用	2,369千円
減損損失	7,060千円
繰越欠損金	507,918千円
その他	7,482千円
繰延税金資産小計	593,698千円
評価性引当額	△588,689千円
繰延税金資産合計	5,008千円

6. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有割合(%))	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	㈱新薬リサーチセンター	所有 直接100.0	資金の援助 役員の兼任	資金の貸付 (注)1、2 利息の受取 (注)1	— 4,799	短期貸付金 長期貸付金 その他流動資産	100,000 220,000 3,222

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 資金の貸付については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

2. 契約上は1年後の期日一括返済となっておりますが、返済期日到来前に同条件で期間を延長しております。

(2) 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称 または氏名	議決権等の所有 (被所有割合(%))	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	福永 健司	被所有 直接0.1	当社代表取締役 債務被保証	債務被保証 (注)	404,635	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 長期未払金に対して債務保証を受けており、取引金額は期末時点の保証残高であります。なお、保証料の支払は行っておりません。

7. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 199円82銭
(2) 1株当たり当期純損失 3円72銭

(注) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てております。